

## 県外医療機関・指定外助産所で妊産婦・乳児健康診査を受ける流れ

入院や里帰り等のやむをえない理由で、豊後大野市が指定する医療機関以外（県外医療機関、生野助産所を除く助産所）で妊産婦・乳児健康診査を受ける場合、支払った金額について払い戻しを受けることができます。手続きが必要ですので、受診前にお問い合わせください。

※健康診査費用の助成は豊後大野市が定める金額を上限とするため発生した費用全額は助成できないことがあります。

### （１）健康診査依頼書の発行申請

豊後大野市役所子育て支援課（こども家庭センターきらきら☆）にご相談の上、「健康診査受診申請書」に必要事項を記入し提出してください。

申請が受理されましたら健康診査依頼書が発行されます。

（郵送で申請した場合はご指定の送付先にお送りしますが、約 1 週間程度かかりますのでご注意ください。）

### （２）医療機関で健康診査を受ける

「健康診査依頼書」が届いたら医療機関窓口へ提出し希望する健康診査を受けます。

費用は一度自己負担となります。

①領収書（当該健康診査の費用とわかるもの）と②検査結果が記入された受診票を医療機関から必ず受け取り保管してください。



### （３）妊産婦乳児一般健康診査費助成金交付申請（請求）の手続き

申請に必要な以下のものを揃え、豊後大野市役所子育て支援課（こども家庭センターきらきら☆）へお持ちください。後日、ご指定の口座に健康診査費用が振込まれます。

①医療機関が発行する領収書（健康診査費用とわかるもの）

②健康診査受診票（結果が記入されたもの）

③印鑑

④通帳、または通帳のコピー（※ご希望の振込口座が未登録の場合のみ）

申請受付期限は、当該健康診査受診日の翌日から起算して 1 年以内です。

【お問い合わせ】 豊後大野市役所 子育て支援課  
（こども家庭センターきらきら☆）  
☎0974（22）1021

